

公共下水道事業における同規模団体区分

東京都及び政令指定都市を1類型とし、その他の市町村については以下の区分（処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分）により類型化する。

【公共下水道事業区分一覧表】

	処理区域内 人口区分	処理区域内 人口密度区分	供用開始後 年数別区分	類型区分	令和4年度決算における多摩市町の区分
A	10万以上	100人/ha以上		Aa	武蔵野市、三鷹市、調布市、 小金井市 、国分寺市、西東京市
		75人/ha以上		Ab	立川市、府中市、昭島市、町田市、小平市、日野市、東村山市、東久留米市
		50人/ha以上	30年以上	Ac1	八王子市、青梅市、多摩市
			30年未満	Ac2	
	50人/ha未満		Ad		
B	3万以上	100人/ha以上		Ba	狛江市
		75人/ha以上	30年以上	Bb1	国立市、福生市、東大和市、清瀬市、稲城市
			30年未満	Bb2	
		50人/ha以上	30年以上	Bc1	武蔵村山市、羽村市、あきる野市
			30年未満	Bc2	
		50人/ha未満	30年以上	Bd1	瑞穂町
30年未満	Bd2				